

落札者決定基準

工事名： 中南線整備に伴う函渠設置工事

工事番号： 第201号

工事場所： 広陵町大字南地内

【総合評価】

分類	評価（審査）項目	評価（審査）内容	評価（審査）基準	配点
施工計画	安全管理（注1）	○一般交通への安全管理① 本工事において、迂回路を仮設するが、別紙「技術提案箇所図」の迂回路における一般交通への安全対策方法についての具体的な工夫を提案・実施する。ただし、交通誘導員の体制人員に関するものは除く。	a. 品質管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。 b. 品質管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。 c. 品質管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない。	3点／1提案 1.5点／1提案 0点
		○一般交通への安全管理② 本工事において、迂回路を仮設するが、別紙「技術提案箇所図」の迂回路の前後200m区間における一般交通への安全対策方法についての具体的な工夫を提案・実施する。ただし、交通誘導員の体制人員に関するものは除く。	a. 品質管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。 b. 品質管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。 c. 品質管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない。	3点／1提案 1.5点／1提案 0点
	施工管理（注1）	○近隣への騒音対策① 本工事の周辺に人家が多く存在し、施工時の騒音が周辺に及ぼす影響が大きいことから、施工時における周辺環境への負荷（騒音）を軽減することについて提案・実施する。	a. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。 b. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。 c. 施工管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない。	3点／1提案 1.5点／1提案 0点
		○近隣への騒音対策② 本工事の周辺に人家が多く存在し、一般交通の仮設橋梁通行時における騒音による周辺に及ぼす影響が懸念されることから、一般交通の通行時の周辺環境への負荷（騒音）を軽減するための具体的な工夫について提案・実施する。ただし、仮設橋梁の工法変更に関する提案は除く。	a. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。 b. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。 c. 施工管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない。	3点／1提案 1.5点／1提案 0点
		過去5年間（本工事の発注年度を含まない）における国土交通省近畿地方整備局又は奈良県の一般土木工事等に対する表彰（注2）（注3）	a. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者（工事施工者）表彰 ・優良工事等施工者（技術開発）表彰 ・優良工事等施工者（安全対策）表彰 ・優良工事等施工者（現場環境向上）表彰 ○下記の特別優秀表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰 b. 奈良県県土マネジメント部の表彰 ○下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 c. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者（工事施工者）表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰 d. 奈良県県土マネジメント部の表彰 ○下記の県土マネジメント部の所長表彰（発注機関の長による表彰）を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 e. 上記a、b、c、dに該当しない。	0.5点／1表彰 Max 1点（注9） 0.25点／1表彰 0点
		ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得	a. ISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している。 b. ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している。 c. 上記a、bに該当しない。	1点 0.5点 0点
企業の施工実績等	配置予定技術者の実績	元請として完成・引渡しの完了した最終請負金額（税込み）が2千5百万円以上の同種工事についての過去15年間の監理技術者等としての施工経験（注2）（注4）	a. 監理技術者・主任技術者として国、奈良県、又は広陵町が発注した同種工事の完成・引渡しを完了した。 b. 監理技術者・主任技術者として特殊法人等、公共法人又は地方公共団体（奈良県、広陵町を除く。）が発注した同種工事の完成・引渡しを完了した。（注5） c. 現場代理人（現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る。）として国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体（奈良県、広陵町を含む。）が発注した同種工事の完成・引渡しを完了した。 ただし、配置期間は工期全体の1/2以上とする。（注5）（注8） d. 上記a、b、cに該当しない。	2点 1点 1点 0点
		本店及び支店・営業所の所在地（注7）	a. 広陵町に本店がある。 b. 奈良県に本店又は支店・営業所がある。 c. 上記に該当しない。	1点 0.5点 0点
		過去15年間に完成引渡しの完了した一般土木工事等の地域内工事の実績（注2）（注3）	a. 国、奈良県又は広陵町発注工事で、広陵町内の工事実績がある。 b. 国又は奈良県の発注工事で、奈良県内（広陵町内を除く。）の工事実績がある。 c. 上記a、bに該当しない。	1点 0.5点 0点
		社会・地域貢献	a. 広陵町と、災害協定を締結していることが確認できる。 b. 国土交通省近畿地方整備局又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる。 c. 上記a、bに該当しない。	1点 0.5点 0点
		地域精通度	加 算 点 合 計	19点満点

(注1) 施工計画の記載内容が適切でない（未記載を含む。）場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件（工種、工法、地形、地名等）に合致していない内容が含まれている場合、入札参加者独自の提案であることが確認できない場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 過去5年間とは、表彰にあっては令和2年4月1日～令和7年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。
過去15年間とは、平成22年4月1日から本工事の公告日までとする。

(注3) 一般土木工事等について

・国土交通省近畿地方整備局発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とします。
アスファルト舗装工事、橋梁上部工工事、建築工事、木造建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレキャスト・コンクリート工事、塗装工事、維持修繕工事、さく井工事、プレハブ建築工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事

・奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とします。
舗装工事、PC橋上部工工事、鋼橋上部工工事、橋梁塗装工事、水門工事、建築工事、解体工事、設備工事（土木設備、建築設備、下水道設備、水道設備）、建築一式工事を主たる工事とする土木・建築一体発注工事、さく井工事、交通安全施設工事

(注4) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において定める「具体的な工種、数量等」による。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了まで従事した場合に限るものとする。
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。

(注5) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同法施行令第1条の規定による法人又は前身の組織及び団体を含む（当該事実が広陵町で確認できるものに限る。）
「公共法人」とは、法人税法第2条第5号に規定する別表第1に掲げる法人とする。

(注6) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は失格とし、入札参加は認めないものとする。

技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちのある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は失格とする。

(注7) 本店及び支店・営業所の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。

(注8) 現場代理人としての施工経験における「監理技術者の資格を有していた者」とは、監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。

(注9) 合計点が「1点」を超える場合であっても、最大「1点」とする。

総合評点の方法

評価値 = {標準点（100点）+加算点（満点19点）}/入札価格

ただし、小数点第13位以下は切り捨てとする。